

医療法人社団脳健会 仙台リハビリテーション病院
指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション事業所運営規程

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 医療法人社団脳健会が開設する仙台リハビリテーション病院（以下「当病院」という。）が行う指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）は、当事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

2 事業の運営管理については、法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(運営の方針)

第2条 当事業所は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように、理学療法、作業療法、言語療法、その他必要なリハビリテーションを提供し、利用者の自立を支援する。
また、指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業者の名称及び所在地は次のとおりとする。

1 名称 仙台リハビリテーション病院
指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション事業所

2 所在地 宮城県富谷市成田一丁目 3－1

(営業日及び営業時間)

第4条 当事業所の営業は月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、緊急時及びお盆・年末年始時の休みを妨げるものではない。

(通常の事業の実施地域)

第5条 通常の実施地域は、富谷市、仙台市泉区、仙台市宮城野区、黒川郡、宮城郡利府町とする。

(指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額)

第6条 指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。（別紙第1）

- 2 第5条に規定した通常の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションに要した交通費については、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は事業所から利用者宅までの往復の距離×20円とする。
- 3 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。
- 4 指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者による同意を文書により得るものとする。

第2章 従業者

(従業者の職種、員数)

第7条 事業の従事者の職種、員数は次のとおりとする。

職種	資格	常勤 (兼務)	非常勤	備考
管理者	医師	1		仙台リハビリテーション病院と兼務
理学療法士	理学療法士	5		仙台リハビリテーション病院と兼務
作業療法士	作業療法士			仙台リハビリテーション病院と兼務
言語聴覚士	言語聴覚士			仙台リハビリテーション病院と兼務

(職務の内容)

第8条 従業者の職務内容は、次の各号のとおりとする。

- 1 管理者：従事者の管理および業務の管理
- 2 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士：訪問リハビリテーション計画書、介護予防訪問リハビリテーション計画書の作成。利用者の機能訓練、日常動作訓練等リハビリテーション全般の指導、訓練指導。

第3章 指定訪問リハビリテーション・指定介護訪問リハビリテーション
利用の開始及び解除

(指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション利用の開始)

第9条 指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの利用は、本人との直接契約により、利用開始するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

(指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション開始時の面接)

第10条 理学療法士等は、新たな利用者に対し面接を行い、事業の目的、方針、目標、利用者の心得、その他の重要事項を説明し、安心と信頼感を抱かせるよう努めなければならない。

(解除)

第11条 次の各号に該当するときは、判定委員会において検討し、指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション利用を解除・終了することができる。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

- (1) 利用者及び利用者の家族から、利用中止の申し出があったとき。
- (2) 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- (3) 利用者及び利用者の家族が第6条に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合。
- (4) 天災、災害、施設設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所からの訪問が困難な場合。
- (5) 利用者及び利用者の家族が当事業所従業者に対して、言動等により著しい身体的・精神的苦痛を与え、再三の協議によっても改善が見られない場合。

第4章 利用者に対する処遇

(方針)

第12条 利用者の処遇に当たっては、介護保険法の理念に基づき利用者の医療、介護に努めるものとする。

(生活訓練)

第13条 利用者に対して行う機能訓練、日常動作訓練は、医師の指導、助言を得て利用者の心身状態、能力、適正等を考慮して実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 当事業所とその従事者は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関わる秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。退職後も同様とする。但し、次の各号についての情報提供については、予め利用者及び扶養者から文書で同意を得た上で行なうこととする。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとする。
- 3 訪問リハビリテーション提供中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡するものとする。
- 4 当事業所は安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止及び発生時対応の指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 5 当事業に対する苦情については、苦情処理に関する体制を整備し利用者に対して提示するものとする。

第5章 利用者の守るべき規律

(身上変更の届出)

第15条 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、すみやかに事業所に届け出なければならない。

(損害賠償)

第16条 利用者は、故意又は過失によって、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償するとともに、現状に復さなければならない。

第6章 非常災害対策

(災害対策)

第17条 自然災害、火災、その他の災害対策等については、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。

2 前項の実施については、少なくとも年2回以上の訓練を行うものとする。

第7章 虐待防止に関する事項

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第8章 身体拘束等適正化推進のための措置

第19条 事業所は、指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下（身体拘束等）という。）を行わない。

2 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

第9章 ハラスメント防止のための措置

第20条 事業所は、適切な指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第10章 業務継続計画の策定等

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第11章 諸 帳 簿

（帳簿の整備）

第22条 当事業所においては、次の帳簿を備え記録整理をしておくものとする。

（管理に関する帳簿）

- 1 定 款
- 2 沿革に関する記録、事業日誌
- 3 就業規則、運営規程その他の諸規定
- 4 職員名簿
- 5 関係官公署公文書綴
- 6 事業計画書、予算、決算に関する書類
- 7 各種会議録
- 8 施設の設備、保守管理に関する書類
- 9 その他施設管理に必要な書類

（利用者に関する帳簿）

- 1 利用者名簿
- 2 ケース記録

- 3 介護記録（介護日誌・連絡簿等）
- 4 健康管理に関する記録（カルテ）
- 5 リハビリに関する記録（訪問リハビリテーション計画書、介護予防訪問リハビリテーション計画書、医師の指示書等）
- 6 その他利用者に関する必要な書類

（会計経理に関する帳簿）

- 1 収支予算及び収支決算に関する書類
- 2 収入支出に関する帳簿
- 3 金銭の出納に関する帳簿
- 4 物品受け払いに関する帳簿
- 5 その他会計経理に関する必要な書類

第12章 雜則

（その他の事項）

第23条 この規定に定めるもののほか当事業所の管理、運営に必要な事項は管理者がその都度定める。

（改正）

第24条 この規定を改正するときは、医療法人社団 脳健会の理事会の議決を得るものとする。

付則

この運営規定は、平成20年6月1日から施行する。

この規定は、平成25年5月1日に一部を改訂した上で同日より施行する。

この規定は、平成26年4月1日に一部を改訂した上で同日より施行する。

この規定は、令和3年4月1日に一部を改訂した上で同日より施行する。

この規定は、令和7年6月20日に一部を改訂した上で同日より施行する。

別紙第1

利 用 料 金

(1) 基本料金

[訪問リハビリテーション]

*基本料金

		1割	2割	3割
訪問リハビリテーション費	1回20分あたり	308円	616円	924円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1回あたり	60円	120円	180円
移行支援加算	1日あたり	170円	240円	510円

*加算

	加算要件	1割	2割	3割
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ	3ヶ月に1回リハビリ会議を開催。情報収集事業参加。	213円	426円	639円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ	医師が計画書説明を行った場合。	270円	540円	810円
短期集中リハ加算	退院日から3ヶ月以内	200円	400円	600円
退院時共同指導加算	退院前カンファレンスに参加し共同指導を行った場合。	600円	1200円	1800円

[介護予防訪問リハビリテーション]

*基本料金

		1割	2割	3割
予防訪問リハビリテーション費	1回20分あたり	298円	596円	894円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1回あたり	60円	120円	180円

*加算

	加算要件	1割	2割	3割
短期集中リハ加算	退院日から3ヶ月以内	200円	400円	600円
退院時共同指導加算	退院前カンファレンスに参加し共同指導を行った場合。	600円	1200円	1800円